

## つなみ逃げろーど制度運営要綱

### (目的)

第1条 県は、宇和海沿岸市町（以下「市町」という。）と協力して、地域住民による自助及び共助に基づき、津波災害警戒区域から避難するための避難路及び一時避難場所（以下「避難路等」という。）を災害時に安全に使用できる状態に保ち、自主防災組織等による訓練での利用を促進するとともに、地域住民が日頃から意識する機会を増やすことで、津波発生時の迅速な避難行動に繋げるため、この要綱に定めるところにより、つなみ逃げろーど制度（以下「制度」という。）を運営する。

### (制度の対象)

第2条 市町は、その指定する避難路等の現況を把握するため、一覧表（様式1）及び個表（様式2）で構成する台帳（以下「管理台帳」という。）を整備する。

2 この要綱において「つなみ逃げろーど」とは、管理台帳に記載された避難路等のうち、次条に規定するサポーターが登録されたものをいう。

### (サポーターの登録)

第3条 市町は、避難路等を災害時に安全かつ迅速に利用できる状態に保つため、避難路ごとに、定期的に清掃、点検、訓練等を行う自主防災組織等の団体を、つなみ逃げろーどサポーター（以下「サポーター」という。）として管理台帳に登録することができる。

### (登録手続)

第4条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする団体は、市町が定める期日までに登録申請書（様式3）を市町に提出するものとする。

2 市町は、申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録をするものとする。

3 市町は、登録をしたときは、管理台帳に当該登録に係る事項を記載するとともに、申請をした団体に通知するものとする。

4 市町は、サポーターが登録抹消届出書（様式4）により届け出たときは、当該届出に係る登録を取り消すものとする。

### (サポーターの活動)

第5条 サポーターは、次に掲げる活動に取り組むよう努めるものとする。

- (1) つなみ逃げろーどの清掃、美化活動等を行い、災害時に安全に使用できる状態に保つこと。
- (2) つなみ逃げろーどの状況を点検すること。
- (3) つなみ逃げろーどを用いた避難訓練等を実施し、地域住民の避難意識向上を

図ること。

- (4) その他つなみ逃げろ一どの環境維持及び住民の避難意識の向上を図るための活動を行うこと。

(点検実施報告)

第6条 市町は、サポーターに対し、前条第2号の点検の結果について、年度ごとに市町が定める期日までに点検シート（様式5）により報告することを求めるものとする。

(活動計画及び実績報告)

第7条 市町は、サポーターに対し、第5条第3号の活動の計画及び実績について、年度ごとに市町が定める期日までに活動計画・実績報告書（様式6）により報告することを求めるものとする。

(安全の確保)

第8条 第5条の活動を行う場合における安全確保については、次に定めるとおりとする。

- (1) 市町において必要と認める措置を講ずること。
- (2) サポーターにおいても必要な安全対策、予防策等を講じ、原則として自らの責任において対処すること。
- (3) 児童等が清掃、訓練等に参加する場合は、安全確保に必要な人数の保護者を同伴させるものとする。

(登録団体への支援)

第9条 県は、制度に関する情報の提供及び周知、啓発等を行うことにより、市町及びサポーターの取組を支援するとともに、地域住民の理解及び協力の促進に努めるものとする。

2 市町は、サポーターの活動が円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) つなみ逃げろ一どの土地、施設等の所有者その他の関係者との調整の支援に関すること。
- (2) サポーターが実施する第5条の活動の支援に関すること。
- (3) 自主防災組織等が第5条の活動を行う場合における参加者の損害保険に関する助言を行うこと。
- (4) サポーターが回収したごみの処分の支援に関すること。
- (5) その他サポーターの活動の支援に関すること。

(運営状況の確認)

第10条 県は、制度の運営状況の確認のため必要があると認めるときは、市町に対し、管理台帳等の提出を求めることがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は、県及び市町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。